

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	小脇地区 (脇・今里・宮・太郎坊・宿)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

基盤整備事業開始(平成31年)と同時に農事組合法人を立ち上げ農地を法人が管理することとし、地区内の認定農業者で管理しています。個人で耕作される方については、法人で農地貸付けの形を取り法人で一元管理しています。地区内の認定農業者では露地野菜を栽培している。課題としては、就農者の大半が65歳以上で今後、若年層への就労・農耕用免許取得が課題となってくる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

営農法人としては水稲・麦・大豆の体系で高品質な農業生産を目指し経営の安定を図っている。また、地区内の認定農業者については露地野菜を継続して栽培していく。圃場毎の収穫量見える化(メーカシステムを利用)にすることでより良い栽培方法を見出し収穫量を増加させる取り組みを行う。肥料高騰による費用削減に取り組み環境保全型栽培を促進させる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	72.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地の集積は、基盤整備事業中であり、改良工事後の農地は、法人・認定農業者で集約する方向である。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構への農地貸し出し契約は、1期工事は全て完了。(農地の全て貸し出し契約完了) 2期工事も中間管理機構へ農地貸し出し契約する予定。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業が平成31年より開始し第1、2期工事に別れ第1期工事は、令和4年度で完了。第2期工事は引き続き令和6年度より開始し令和9年度で完了予定で農用地の大区化用地となる。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
トラクターの運転については、農耕用免許取得者に限定し若年層には、補助(JAでの補助)を活用し免許取得に促進を促している。免許取得者(現在18名)
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
麦防除(赤かび)は、作業委託会社にドローンによる農薬散布を依頼している。 大豆の収穫について作業委託会社に収穫を依頼している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②JAと連携し減農薬の取り組みを実施して肥料高騰による費用削減へ努める。
- ③機械(コンバイン)のデータシステム収集を利用し農産物の質と量を向上させる事を目指す。